



静岡市 空き家改修補助金

R7年度版

静岡市では、市内（オクシズ地域を除く。）に所在する空き家を有効活用することにより、市外への人口流出抑制と定住の促進を図り、子育て世帯等に対し住宅供給を支援するため、**空き家バンク登録住宅を改修する方**に対して補助金を交付しています。

■対象者や上限額は...

売買の場合	購入者
賃貸借の場合	貸し付けを予定している貸主 貸し付けをしている貸主
申請年度の4月1日時点で15歳未満の者がいる世帯	補助対象経費の2/3 上限額200万円
夫婦等のうちいずれかの者が申請年度の4月1日時点で40歳未満である	
静岡市外から移住した世帯	
ゆとりある住宅地区内に所在する空き家を改修する場合	補助対象経費の2/3 上限額100万円
上記以外	

■対象事業は...

- ・ 建物が1年以上空き家であること（ゆとりある住宅地区内の空き家を除く）
- ・ 売買契約から1年以内の申請であること（購入の場合）
- ・ 建物全体を自らが使用することまたは、貸し出しすること
- ・ 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延床面積が改修後に40㎡以上となるもの
- ・ 耐震基準を満たすこと（改修によって耐震性を有する場合を含む。）
- ・ 建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれないこと
- ・ 改修後、10年以上住宅としての使用すること など

■対象経費は...

- ・ 水道、ガス又は電気設備の改修費
- ・ 台所、トイレ又は風呂の改修費
- ・ 内装、外装、屋根又は開口部の改修費
- ・ 敷地内及び敷地と前面道路間における傾斜、段差等の解消に係る外構工事
- ・ 改築、増築及び減築等の経費

- ※ 建築基準法などの制限により、補助対象外となる場合があります。
- ※ 予算に限りがあります。
- ※ 年度内事業であり、申請した年度の3月中旬までに改修工事を完了する必要があります。

申請前にご相談ください!



申請の流れ、必要書類は裏面をご確認ください!

■問合せ

静岡市役所 住宅政策課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1590
メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp

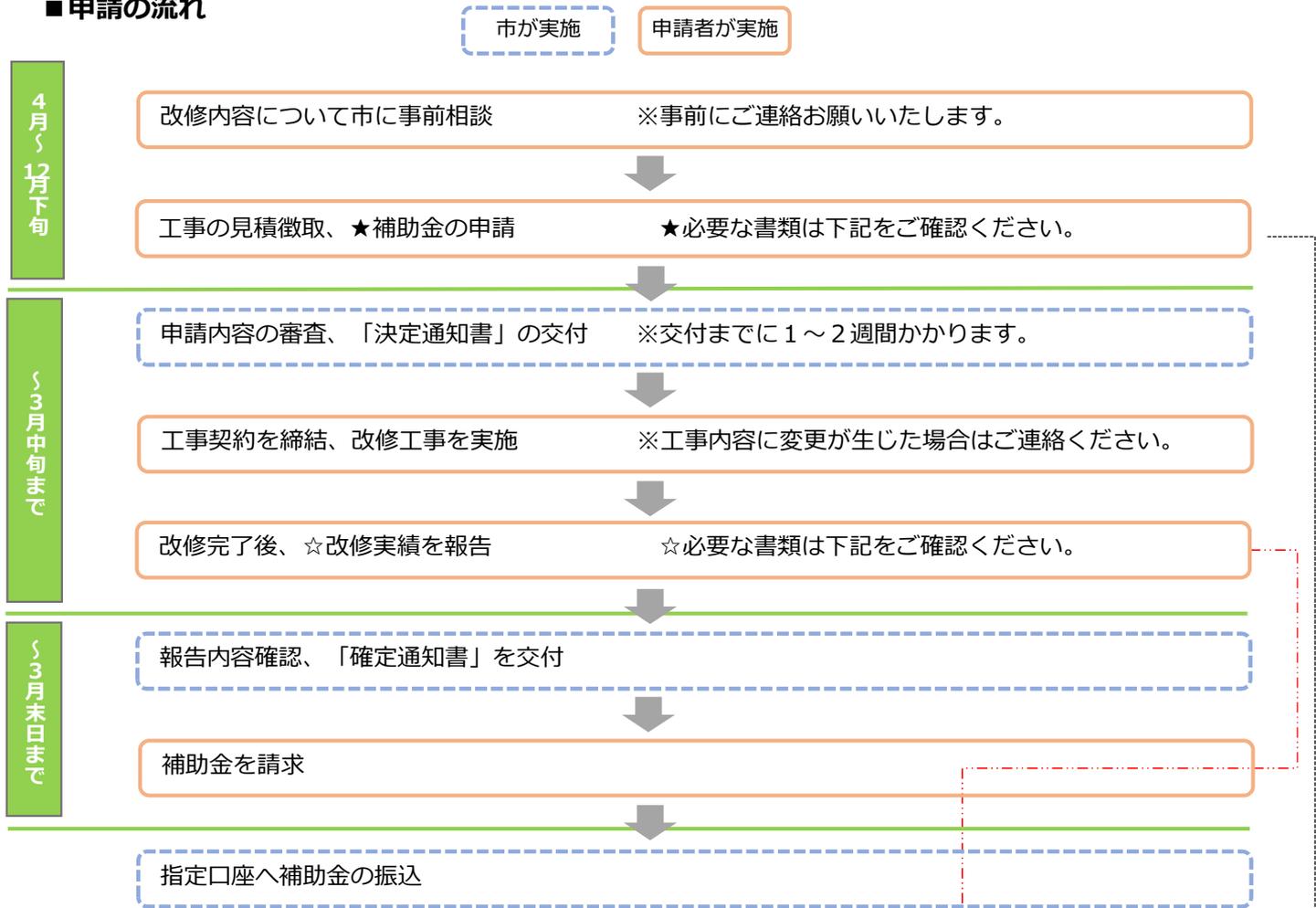


静岡市 空き家改修補助金 検索

最新の情報はホームページをご確認ください。
<https://www.city.shizuoka.jp/s7345/s000895.html>



■申請の流れ



★補助金の申請に必要な書類は...

- ❑ 空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ❑ 事業計画書（様式第2号）
- ❑ 補助対象経費内訳書（様式第3号）
- ❑ 見積書の写し
- ❑ 改修前の写真
- ❑ 改修工事の内容が分かる図面
- ❑ 建築確認済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- ❑ 空き家が耐震基準を満たすことを証する書類（工事によって耐震性能を有することとなる場合は除く。）
- ❑ 空き家の売買契約書の写し（購入の場合）
- ❑ 所有権移転後の全部事項証明書（購入の場合）
- ❑ 誓約書（様式第4号）
- ❑ 申請者の市民税及び固定資産税の納税証明書
- ❑ 世帯全員の住民票（購入の場合）

☆改修実績の報告に必要な書類は...

- ❑ 空き家改修事業実績報告書（様式第8号）
- ❑ 事業計画書(事業実績書)（様式第2号）
- ❑ 補助対象経費実績内訳書（様式第3号）
- ❑ 工事請負契約書の写し
- ❑ 領収書の写し
- ❑ 改修後の写真
- ❑ 検査済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）
- ❑ 空き家が耐震基準を満たすことを証する書類（工事によって耐震性能を有することとなる場合に限る。）

申請書類の様式は市HPにあります。
住宅政策課窓口でも配布しております。



申請前にご相談ください！

■問合せ

静岡市役所 住宅政策課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1590
メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp



静岡市 空き家改修補助金 検索

最新の情報はホームページをご確認ください。
<https://www.city.shizuoka.jp/s7345/s000895.html>